

## 佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月22日(金) 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (10人)

会長	1番	星山隆啓
会長職務代理者	2番	山本光雄
委員	3番	日下正人
	4番	笠井博美
	5番	國原和彦
	6番	長江操
	7番	大西克史
	8番	森本允補
	9番	大仲香織
	10番	松長護
農地利用最適化 推進委員(4人)	高樋地区	11番 河原功
	嵯峨地区	12番 大岩和久
	宮前東地区	13番 池田吉信
	宮前西地区	14番 中野實

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第27号 非農地証明願について

議案第28号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の変更の意見について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 瀧倉裕介

## 7. 会議の概要

事務局 ただ今から、平成29年度12月総会を開会いたします。  
はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。

本日の出席委員は、全委員10名が出席しておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長をお願いいたします。

議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。  
(異議なし)

それでは、10番 松長護委員、2番 山本光雄委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の瀧倉裕介さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第25号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案第25号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページから2ページをご覧ください。最初にご報告がございます。整理番号6につきまして、先日所有者の方がお亡くなりになりまして、議案の取扱について徳島県農業会議と協議した結果、亡くなられたことにより共有地扱いになるために今回の審議を中止して再度申請をとり、提出していただくことになりました。今回整理番号6については審議いたしません。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案5件でございます。議案第25号は、地権者から賃借人に直接権利を設定する件が5件です。

佐那河内村長より平成29年12月15日付けで農用地利用集積計画の決定が求められています。利用権の再設定の計画が3件、新規の利用権設定の計画が3件で、面積は、5,073㎡です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXさんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXさんです。土地の所在地については、XXXXXXXXXX61番、現況 田、502㎡、下字XXXXXXXXXX63番、現況 田、542㎡で、利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり米1俵の物納になります。始期は平成30年1月1日から終期は平成34年12月31日の5年契約です。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

8 番 1番の場所は、夏は水が少ない。お米取れない。日当たり悪い。場所は、

前に■■■■■があった所から下に降りる道があり、その東側です。  
■■■■■さんもやらないということで、■■■■■さんがやむなく作っている状態です。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。

議 長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。  
続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の権利の種類につきましては賃借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■■  
■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■■30番、現況 田、  
1,372㎡で、利用目的はオクラです。借賃については、10aあたり12,000  
円であり、1筆で16,800円になります。始期は平成30年1月1日から終期  
は平成34年12月31日の5年契約です。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。  
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

2 番 場所は資料2ページ。中央橋を渡った所から少し行った所から左に降りて  
いく道があります。集落排水に通じる山手の広い田んぼです。本人■■■■■さん  
につきましては高齢でありますし、後継者がおりますが県外で勤めていて、  
すべて今年から田んぼやめるという事で、また借り手の■■■■■さんにつきまし  
ては、■■■■■ということで、私も詳しいことは分かりませんが、■■■■■  
さんの土地も借りているようで、タマネギ900個ぐらい植えているよう  
です。トラクター、ユンボなど農機具なども持っているようですし、現在この  
土地につきましては管理できております。新規のことですので何とも言えま  
せんが、問題は無いと思います。用水の使用料も借り手が払うという話にな  
っています。

話変わりますが、こういった村外の方が借りるという案件が何件かありま  
したが、借り主と貸し主は一度会って契約などすることがあると思うので、  
今度こういった事案がありましたら、農業委員さん立ち合いの元で話を聞いて  
もらったら説明しやすいと思います。特に新規の場合は。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか  
契約のときは必ず役場には来てくれますか。

事務局 同時に来てくれることもあるし、別々のこともあります。

2 番 時間あるのだったら、農業委員さん立ち合いの方が良いのではないかと  
思います。

議 長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。  
続いて整理番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号3の権利の種類につきましては賃借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■さん  
さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■■■■■■■48番、現況 畑、  
195㎡で、利用目的は野菜です。借賃については、10aあたり20,513  
円であり、1筆で4,000円になります。始期は平成30年1月1日から終期  
は平成34年12月31日の5年契約です。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。  
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

9番 資料3ページ。場所は、旧の国道から北山西のバス停から神山仁井田方面  
に向かいまして初めての橋を渡ってすぐの場所になります。■■■■■■■■■■さんです  
が、■■■■■■■■■■です。市内で塾の講師をしています。数年前まで別の方が  
その土地で菜の花をしていましたがそれもしないということで、ここ何年  
か耕作放棄地になっていまして、去年の農地パトロールの時に中間管理機構  
の方から、面積的に狭いので扱えませんという返事をいただいていた  
近所の■■■■■■■■■■さんが柚子のハウスをやっている、貸り主の方がその畑を  
使いたいということで、今現在、菜の花と野菜を植えています。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。

議長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。  
続いて整理番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号4の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の  
設定等をする者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■さんで、利  
用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■さん  
です。土地の所在地については、■■■■■■■■■■64番、現況 田、476㎡、  
■■■■■■■■■■65番、現況 田、393㎡で、利用目的は水稲です。借賃につ  
いては、10aあたり米34.5kgの物納であり、2筆で30kgになります。始  
期は平成30年1月1日から終期は平成32年12月31日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第  
18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。私が説明します。

場所は、■■■■■■■■■■さん。地図4ページです。用水から下三段が■■■■■■■■■■さんの田ん  
ぼで、■■■■■■■■■■さんが毎年米を作っています。問題無いと思います。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。

議長 それでは、整理番号4について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号4は原案のとおり決定いたしました。  
続いて整理番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号5の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用

権の設定等をする者の住所、氏名は、未相続地のため

の2名による共同申請で、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、  
さんです。土地の所在地については、67  
番1、現況 畑、1, 593㎡で、利用目的は野菜です。始期は平成30年  
1月1日から終期は平成30年12月31日の1年契約です。

議長 ありがとうございます。私が説明します。

場所は、長願寺の真北になります。資料5ページです。国道から下に降り  
てます。圃場整備がされた土地で、さんがずっと耕作していて、その  
妹さんがすだちなど作って通いでやっておりますけれども、一人であんまり  
耕作出来ない。さんは農協辞めて4～5年たちますが、冬は菜の花、夏  
は甘長を作っております。1年というのは、ひよっとしたらいつでも解約出  
来るような条件ということかと思えます。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。

議長 それでは、整理番号5について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号5は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第26号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」  
を、議案に供します。

事務局より、議案第26号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをご覧ください。議案第26号の農地法第3条第1項の  
規定による許可申請は、1議案2件で、所有権の移転に関する件です。

整理番号1の譲渡人の住所、氏名は、  
さんで、  
申請の理由は後継者への部分贈与であり、譲受人の住所、氏名は、  
さんです。土地の所在地については、12番、  
現況 田、231㎡、上字幸田13番、現況 田、221㎡の2筆です。

本件につきましては、譲受人が取得後のすべての農地を利用すること、労  
働力、機械、技術、通作距離などをみても問題がないこと、取得面積を合わ  
せ農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2  
項各号の不許可要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしております。

議長 ありがとうございます。私が説明します。

場所は、6ページです。園瀬川と音羽川の交わった所から南です。12番  
地と13番地がの名前になっています。残りが本人の名前になって  
います。合筆するということで申請が出ております。資料10ページに写真  
があります。田んぼが3筆に分かれています。

手前の方は道路から直接行けるようです。相続は必要ないけど、贈与の場  
合は農業委員会の許可が必要です。

議長 ただいま説明しましたが、何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の譲渡人の住所、氏名は、  
さんで、申請の理由は相手側の要望であり、譲受人の住所、氏名は、  
さんです。土地の所在地については、  
44番1、現況 田、1、601㎡ほか16件になります。

なお、整理番号2の  
149、150、151番1、161番1につきましては、

さん、  
さんとの利用権による賃貸借契約を結んでおりましたが、平成29年12月1日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。

本件につきましては、譲受人が取得後のすべての農地を利用すること、労働力、機械、技術、通作距離などをみても問題がないこと、取得面積を合わせ農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

8 番 この間は草刈りありがとうございました。内容8ページです。一生懸命に二人で農業されてます。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。

元、協力隊の人ですよ。

事務局 そうです。

議 長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第27号「非農地証明願について」を、議案に供します。

事務局より、議案第27号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをご覧ください。非農地証明願が1件ありましたのでご説明いたします。

非農地証明は、以前は農地であった土地のうち、農地法第4条または第5条の許可を受けていないけれども、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるもののうち、一定の要件を満たすものについて交付することができます。一般的な要件として、人為的な転用行為が行われてから既に20年以上が経過しており、かつ、農地への復元が不可能または著しく困難であり、農地行政上支障がないと認められる場合に交付することができます。

また、農用地区域内の土地である場合は、原則として交付することはできないとなっています。

申請人の住所、氏名は  
さん

で、申請地の所在地は、■■■■ 75番5、登記地目 畑、20㎡です。添付されている住宅地図を見てください。なお、丸をつけている家ではなく、右側にある住宅が対象です。

場所は■■■■になります。今回申請地となるのは■■■■さんの住宅の一部になります。非農地化した理由としては、昭和47年当時にはもう「佐那河内村■■■■ 75番地」を住所として住んでおりましたため、その後も自身で建物を建て替えるなどして月日が経過するうちに農地法による手続きについて失念したまま今日に至ったとのことです。転用行為が行われてから20年以上経過していることについては、添付しています昭和62年4月13日当時に撮影された航空写真にて確認しております。場所は役場のすぐ裏です。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

事務局 本来の筋でしたら4条、5条転用出してもらいますが、20年以上経過した場合においては元に戻らないと判断されれば非農地証明出ます。自らの証明が必要です。

議長 非農地証明は必ず委員会に諮りますか

事務局 はい。そうです。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 それでは、議案第27号について、非農地証明書を発行することに異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、議案第27号について、非農地証明書を発行いたします。

次に、議案第28号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の変更の意見について」を、議案に供します。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の5ページをご覧ください。佐那河内村長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の変更の意見を求められています。農用地区域からの除外の案件が1件となっています。

議案書の5ページは農用地区域からの除外の案件であります。整理番号1の土地所有者の住所、氏名は、■■■■さんです。除外する字、地番は、■■■■ 177番100、現況 原野、198㎡で、除外理由は原野化しており農地への復元が不可能のためとのことです。なお、この申請地には非農地通知を出しています。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

5番 現地は地図の最後の所です。■■■■ 177-100の上の方、このあたりに1軒家らしきものがあると思いますが、こちらの方向がみまつ神社です。丸田中央線の三叉路から分岐して福本さんの畑があります。中山のほぼ頂上

です。上が北向き斜面。中央下が南斜面で丸田。道路に面した所はすももを作っています。右側みかん作っている所はちょっと荒れています。一段上は常に綺麗に管理されたみかん畑が広がっています。最後に北は草は年に一度刈りてるようで。ピワとか耕作しているようです。現状報告は以上です。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか  
何年ぐらいになりますか。

事務局 本人の届け出によりますと、父親の代から耕作していないようです。  
農地パトロールの時も同様な状態でしたので、11月の総会にかけまして非農地通知を出しています。

議長 非農地通知出したら皆、あがってきますか。

事務局 非農地通知は非農地証明と同じで、農業委員会会長名で現況を送ります。  
法務局行ったら登記出来ますので、転用の許可と同じような扱いになります。

5番 議題に上げなければいけませんか。

非農地通知書送ってるということは、山林にするという事で。二回許可という事になりませんか。

事務局 農振農用地計画ということで、今後10年税金とかお金かけて農地にしていこうという村内の区域なので、その区域を外すということですので農業委員会で審議する必要があります。例えば転用に関しましても先に農振農用地から外す手続きありますので、今回、農振農用地から外しますという議題になっています。

5番 ■さん、前に農業委員会されてましたね。

事務局 はい。事務局してましたので、非農地化したら農振農用地から外すという事も知ってましたので。担当でなかったらそこまでしないと思います。  
それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。  
次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 先程の案件で報告しましたが、農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約の通知について2件ございましたのでご報告します。

1件目につきましては、土地の所在地は、■ 149、現況 田、646㎡ほか3件で、賃貸人の■

■さんと、賃借人の■

■さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、平成29年12月1日付けで合意解約が成立し、平成29年12月1日付けで農業委員会に通知がありました。

2件目につきましては、土地の所在地は、■ 175番1、現況 田、583㎡で、賃貸人の■

■さんの相続人である■

■さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、平成29年12月



1日付けで合意解約が成立し、平成29年12月1日付けで農業委員会に通知がありました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。

議 長 ■■■さんの所はどこですか。

事務局 宮前公民館のすぐ東の三角地です。■■■さんの土地を■■■さんが借りていて、■■■さんが亡くなってその後、■■■さんが面倒みていました。本来でしたら■■■さんと■■■さんとで合意解約して、■■■さんから■■■さんに貸し借りするのが本筋ですが出来ていませんでした。■■■さんが高齢で畑出来なくなっていたので解約するという形になりましたが、状況みてみたら契約がまだいきていたのでそれを解約した形です。

議 長 ただいまの報告について、いかがでしょうか。

途中で亡くなった場合にはどうなりますか。

事務局 権利が消えるわけではありません。

議 長 相続する方が引き継いでののですか。

事務局 でも大丈夫です。亡くなってすぐかえるのでは耕作してる人が困るので、その権利を保護する形で。

議 長 する人が居なくなった場合にはどうするのですか。

事務局 合意解約でやめる方が多いですね。


議 長 合意の場合は相続人との合意ですよ。

事務局 そうですね。

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成29年12月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓 

佐那河内村農業委員会委員 松長 護 

佐那河内村農業委員会委員 山本 光雄 